

いじめの防止等のための学校基本方針

静岡県立静岡農業高等学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。そこで本校においても、いじめ問題の克服に向けて、いじめ防止等の対策に関する基本的な方針を定め、学校全体で、生徒の尊厳を保持し、生徒が安心して学校生活を送り、積極的に学習その他の活動に取り組むことができる学校づくりを推進する。

第1章 いじめの防止等の基本的な考え方

いじめをなくしたいのは、子ども、保護者、教職員、地域住民等、すべての人の願いである。いじめをなくすために、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むものとする。

1 いじめの定義

いじめとは「生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子供の立場に立つことが必要であり、また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要である。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうる。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または心身に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいるなど、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらない子供がいたりすることにも気をつける必要がある。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついている。その傷の大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係を作り上げていくことが求められる。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていく。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組む。

(1) いじめの未然防止 ―健やかでたくましい心を育む―

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていく。この育ちにおいて、社会全体で、子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながる。

健やかでたくましい心を育むためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切である。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、

子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支える。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していく。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要である。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切である。

地域においては、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要がある。

学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められる。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要である。

家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切である。

（2）いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要である。学校や家庭、地域等が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要がある。

○早期発見 ーいじめはどの子どもにも起こりうるー

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められる。

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ている。深刻な事態にならないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子供たちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切である。

家庭では、日頃の対話や態度などから、子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められる。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要がある。また、日頃から、定期的なアンケート調査を実施するなど、積極的ないじめ発見に努めることが大切である。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要である。

○早期対応 ーいじめられている子どもの立場に立って組織的にー

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められる。

いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握したうえで、具体的な取り組みを確認して、対応することが重要である。

状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携することも必要である。

(3) 関係機関等との連携 ー専門家とつながるー

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携することが大切である。

たとえば、学校や教育委員会において、いじている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下の関係機関との適切な連携が必要となる。

- ・学校と警察や児童相談所等との、日頃からの連絡を密にした情報共有体制の構築
- ・医療機関等との専門機関と連携した教育相談等の必要に応じた実施
- ・人権啓発センターや法務局など、学校以外の相談窓口の子どもや保護者への周知

第2章 組織の設置

学校におけるいじめの防止・早期発見・早期対応等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織（いじめ防止等対策推進委員会）を設置する。

1 構成員

- (1) 委員会は委員長、副委員長及び委員を持って組織する。
- (2) 委員長は校長が、副委員長は副校長および教頭がこれに当たる。
- (3) 委員は生徒指導主事、教育相談室長、学年主任、人権教育担当教諭、養護教諭およびスクールカウンセラーとする。いじめが発見された場合は、学級担任、部活動顧問等関係する職員を含める。

2 役割

学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。

具体的には

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割

- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開きいじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事情聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割等を担う。

第3章 いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が取り組む。

その基本として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していく学校を目指す。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

1 いじめの防止のための措置

(1) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。

(2) 生徒の自主的活動の場の設定

学級活動や生徒会活動など、生徒が自主的にいじめについて考える機会を設ける。それにより生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるようにする。

(3) 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発する。

(4) 教職員の資質向上

すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めることがいじめの未然防止の基本であることを全教職員の共通認識とし、クラス運営、授業、部活動指導等に当たる。

すべての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題

に関する校内研修を行う。

2 対策の検証・評価

いじめ防止等対策推進委員会を年3回（学期1回）実施し、年間計画の進捗状況を確認する。また、年度末の委員会ではその年度の取り組みが適切に行われたか否かを検証する。それにより期待する効果が見られなかった場合には、その原因を分析し、次年度の取組内容や取り組み方法を見直す。

第4章 いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員の共通認識とする。そして些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知するよう心掛ける。

いじめを早期に発見するために、日頃から生徒との信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

1 いじめの早期発見のための措置

(1) 日常の観察

全教職員が授業、HR活動、清掃、学校行事、部活動等、あらゆる教育活動における生徒の言動を注意深く見守り、生徒が示す変化や危険信号を的確に捉える。また、生徒への積極的な働き掛けにより生徒との関わりを強め、生徒が相談しやすい教師と生徒の良好な関係を築く。

(2) 学級担任による個人面談

学級担任は面接週間等を通しての生徒理解により、学級担任と生徒との人間関係を深め、相互の信頼関係の中で悩み事などを相談できる環境整備に努める。また、日頃の生徒との会話や生徒の小さな変化に気になる点がある場合は、必要に応じて面談等を行い、いじめの早期発見に努める。

(3) アンケートの実施

全校生徒を対象に定期的にいじめに関するアンケートを行い、いじめの実態把握に努める。

(4) 教育相談室による悩み相談の受け入れ

教育相談室では休み時間や放課後に、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることができる体制を整備する。なお、教育相談で得た個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

第5章 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。この指導は加害者の社会性の向上等、生徒の人格成長に主眼を置き行う。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

1 いじめの発見・通報を受けた時の対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒を見守り、安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は、いじめ防止対策推進委員会に報告し、情報を共有する。その後は、同委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって県教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

学校や県教育委員会が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める時は、いじめられている生徒を徹底的に守り通すという観点から、学校は所管警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

2 いじめられた生徒およびその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒には責任がないことをはっきり伝え、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人(友人、教職員、家族等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い、支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止にしたりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

3 いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置を取る。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、加害生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感、疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認める時は、生徒に対して懲戒を加えることも考える。

4 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

5 ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置を取るにあたり、必要に応じて法務局や地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

第6章 重大事態への対処

1 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合をいう。

ア いじめにより子供の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時

- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間、学校を欠席している時。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席している時

ウ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時

2 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は県教育委員会に報告し、県教育委員会の判断のもと、速やかに県教育委員会、又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。この際、因果関係の特定を急ぐことなく慎重に行う。

なお、生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。

3 被害生徒・保護者への情報提供

いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

4 報道への対応

- ・情報の収集・広報の窓口を一本化（副校長）する。
- ・情報の公開等については、必要に応じて教育委員会の指示を仰ぐ。
- ・事実を正確に伝える（嘘、知ったかぶりは禁物）。ただし、生徒をはじめとする人権（プライバシー）には十分配慮する。
- ・誤った報道は訂正を要求し、しかるべき法的処置をとることも検討する。

【いじめ防止、早期発見のための活動年間計画】

月	業 務	備 考
4	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス集団づくり(1年) ・面接週間(全学年) ・職員研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス単位でのアイスブレイクなど ・クラス担任による面談 ・職員会議の中で実施
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するHR活動(1年) ・1分間カウンセリング(1年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの定義と学年の対応 ・教育相談室による学校生活に関する面談
6	・	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・規範意識向上教室「いじめに関する講話」(全学年) ・三者面談(全学年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師による講話 ・クラス担任による面談
8		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・職員校内研修会「いじめ対応マニュアル」 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師による研修
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止等対策推進委員会 ・修学旅行(2年)、遠足(3年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度前半の計画進捗状況の確認 ・クラスの連帯意識の高揚
11		
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート(全学年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒課によるアンケート
1	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議の中で実施
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止等対策推進委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の反省と次年度の計画
3		